

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

花巻市長

市町村名 (市町村コード)	花巻市 (03-205)
地域名 (地域内農業集落名)	八幡地区 (下通・堂前・番屋・北向・愛郷・清明・館前・南林・南郷・江曾・黒西・直町)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年1月17日 (第1回)

※本協議結果は、各農家組合で行った集落営農ビジョンの話し合いの内容を取りまとめたもの。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・農業従事者の高齢化に伴い、後継者確保・育成が課題となっている。また、高齢化による離農や担い手不足により、遊休農地化が進んでいると懸念する集落もあり、今後検討が必要となる。
 ・地域全体として平場地域に所在し、耕作条件の良い圃場については集落型経営体及び認定農業者への集積が進んでいる。しかし、一部集落においては「区画が狭小・不整形」、「給排水面に問題がある」といった条件不利地もあり、耕作条件の改善に向けた検討を要する。

(2) 地域における農業の将来の在り方

・主要品目は水稻。水田転作として小麦、大豆を始めとした土地利用型作物の作付が中心を担う。園芸への取組としてミニトマトの栽培を行う法人もあり、地域ブランド化を目指す。その他集落においても、基盤整備を起点とした高収益作物の導入に向けた検討を進めている。また、資材価格高騰、環境への配慮の観点から、有機・減農薬による農法を取入れ高付加価値化を図る。
 ・農作業の効率化・省力化に向け、スマート農業機器の導入を検討していく。
 ・作業効率改善に向け、基盤整備事業を実施を目指す。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	577 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	577 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

農業振興地域内の農用地区域を農業上の利用が行われる区域とする。

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
・地域内の集落営農型経営体及び認定農業者を中心に「農業を担う者」への集積を基本として取組んでいく。集約化への取組については、経営体間の話し合いを基に作業効率改善に向け検討を進めていく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
・地域全体として農地中間管理機構の活用を基本に農地貸借を進めており、今後も活用に向けて推進していく方針。特に将来的に離農する可能性がある経営体に対して活用を促していく。
(3)基盤整備事業への取組方針
・八幡2区において、基盤整備事業推進委員会(北寺林八幡地域基盤整備事業)を設立し令和11年の事業採択を目指し検討を進めていく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
・若年層や定年退職者等を農業後継者として確保・育成するべく検討する他、一部の集落においては、農福連携に向けた検討を行っている。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
主だった農業支援サービス事業者が近隣にないため直近で活用の予定はないが、事業者が現れた際は地域内で活用を検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ②: 環境への配慮、資材コスト低減、高付加価値化の観点から有機・減農薬による農法の取入れを検討していく。
- ③: 農作業の省力化・効率化を図るべく、集落にとって有効な技術を精査しながらスマート農業の導入に向けた検討を進めていく。
- ⑩: 自治組織と連携し、農業を軸に地域全体の活性化に繋げていく。